

議案第 88 号

亀山市税条例等の一部改正について

亀山市税条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市税条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市税条例等の一部を改正する条例

(亀山市税条例の一部改正)

第1条 亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の6条を加える。

（徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法及び通知）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。）に分割して納付、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付

期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める事項等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所

- 又は居所) その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号
 - (8) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第8号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号から第8号までに掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、市長が徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予及び猶予期間の延長が適当でないとは判断した場合とする。

(滞納することにより徴収猶予の取消しの事由となる当該徴収猶予に係る徴収金以外の債権)

第5条の4 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項に規定する債権とする。

(職権による換価の猶予)

第5条の5 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める額を限度とする。）をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。）に分割して納付、又は納入させるものとする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定め

る書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

(申請による換価の猶予)

第5条の6 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、市長が換価の猶予を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予が適当でないと判断した場合とする。

4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める額を限度とする。)をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。)に分割して納付、又は納入させるものとする。

5 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

6 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

7 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

8 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号から第8号までに掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第6項第3号に掲げる事項

9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

10 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、市長が換価の猶予及び換価の猶予期間の延長を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予及び猶予期間の延長が適当でないと判断した場合とする。

11 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の7 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第12条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち亀山市税条例第2条第2号及び第3号の改正規定を削り、同条例第26条第7項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第69条第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第96条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第125条第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第1号中「第2条第2号及び第3号、」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2から第5条の4まで及び第5条の7（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条にお

いて「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の5及び第5条の7(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の6条及び第5条の7(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。